

# 琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－法制局、大蔵、通産、対策庁－(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 各省庁現地出張調査団, 沖縄海洋博覧会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43388">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43388</a>

法務省 (司法法務部会 (民事、  
分科会) 刑事)

取扱注意

条約課長  
法務課長

下村 昭  
北米課長

法務省関係の現地調査について

4.3.10  
米北1

特連局(安谷屋補佐)より、法務省から  
~~来。3月30日~~ 今月末 数グループの方から

現地調査を行う旨の日報に接し、調査計画表を送付を要請した。

今般 同局より別添調査計画案を送付を受けた。

追って、別添3の最高裁の調査計画の参考案を送付した。外務省の要

請に基づき問題集の整理と、観点の取纏をとり、記載の項目を調査

する旨を考慮し、旨を特に説明した。あつたので、申し添えする。

GA 6

下村昭  
北米課長

~~本、調査の実施は、米国の裁判所の係属中の刑事事件の取扱い等~~

~~米側には予知通報し、その協力を得ることは必要と思われ、事項あり、二ヶ月前に~~

~~在京米大使館に通報した。便利と考へてきた。~~

米側の裁判権取得の問題については、通関手交渉の問題であり、担当官全員の法務部会を

通して打合せを整理し、文書化した。外務省の審判部を進行するに決した。

考へてきた。従って、法務省に対し、旨を指摘し、今回の調査は、かつ管内審判

作成の参考とすべく、平瀬調査の参考とすべく、整理して送付した。考へてきた。

なお、事件調査の打合せは、現地では準備委員会が開催された。考へてきた。(抄)

GA

別添 /

法 務 省

昭和 26 年 2 月 28 日

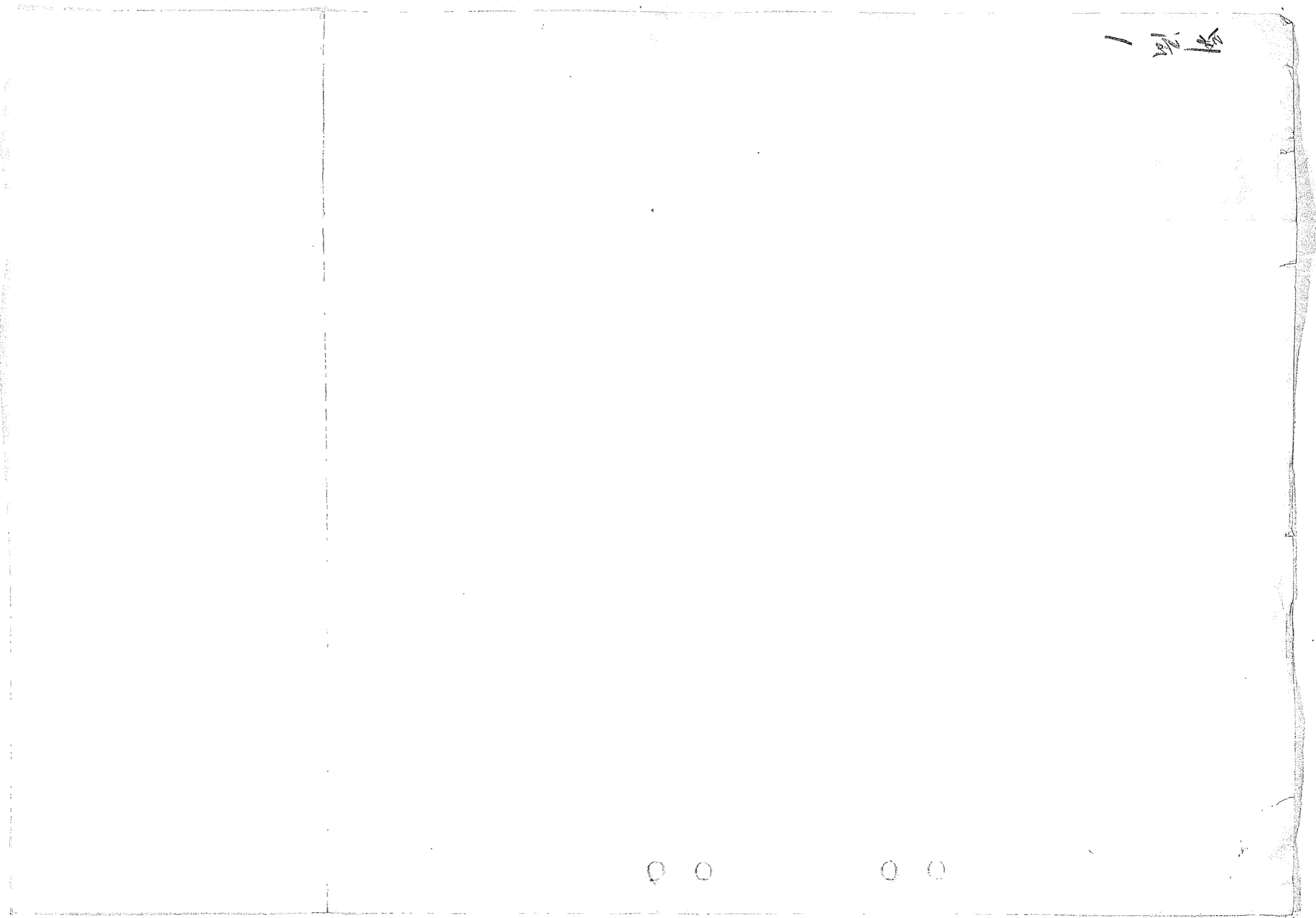
司法試験研究会、汗顔現地調査計画（案）

部署名	分科会	出張者	日数	最高級	備考
刑事局	刑事法	人夏 又 官 検事 事務		刑事局 出張人員	
矯正局	刑事法	事務	10		刑事法90-70 3月26日 2人 (2月検事4名)
検護局	刑事法	2 課長 補佐			
民事局	民事法	1 参事官 補佐		民事局 1名	
訟務部	民事法	2 課長 補佐	10	検護局 1名	民事法90-70 9人 (2月検事5名)
人権司	民事法	1 補佐			
会計課	予算関係	2 検事 補佐			民事法90-70
文書課	通信、庶務	1 補佐	10		
合計		12 6 5		5	刑事法90-70 (合計) 17人

(注)

1 調査部(司法制度分科会)は身置田水様が同様に調査する。(最高級  
検事官と同一時期)

2 刑事法90-70と民事法90-70は分かれて調査する。本案は3月まで。



別添 2

法務省

昭和25年3月5日

沖總復歸対策各府行担当作業會議司法法務部会  
出張計画(案)

標記部会に於ける法務省及び最高裁判所の出張計画は  
下記の通りである。  
○印 出張予定

記

調査名	調査員		期間	備考
	法務省	最高裁		
(刑事法分科会関係) 1 刑事手続に関する調査		刑事部 之		調査概要は 法務省(附録) / 最高裁(同付録) の法務管理用 査(別) /
2 米國。裁判所の深慮中の刑事事件の 取り扱ひに関する調査		刑事部 之	3/26~4/4 (回)	
3 矯正施設に於ける収容者の処遇 制度に関する調査		矯正局 之	同上	調査概要は 法務省 同 2
4 米國總領事館及び米國球技手学院の 移住問題の異情調査		矯正局 之		
5 恩赦制度に関する調査		保護局 之		
6 仮釈放制度に関する調査		保護局 之	同上	調査概要は 法務省 同 3
7 保護對象者。異態調査		保護局 之		

(民事法分科会関係)		法務省	最高裁	期 間	備 考
1 民事裁判手続に関する調査	法務局、 最高裁、	法務局、	最高裁、	3/3~4/10	調査概要 法務省(同)4 最高裁(同)4
2 民事基本法令に関する調査	法務局、	法務局、	最高裁、	"	最高裁(同)5
3 家事審判手続に関する調査	法務局、	法務局、	最高裁、	"	最高裁(同)5 最高裁(同)7
4 訟務制度に関する調査 (行政事件の異議本並の問題点に関する調査)	法務局、	法務局、	最高裁、	3/3~3/28	法務省(同)5 最高裁(同)7
5 人権擁護制度に関する調査 (共通)	法務局、	法務局、	最高裁、	3/3~4/10	法務省(同)6
1 法務局、検察庁等。予算状況等調査	法務局、 検察庁、	法務局、 検察庁、	最高裁、	3/3~4/10	法務省(同)7
計	17人	12	5		

(別紙1)

調 査 の 趣 旨	主任調査項目	調査員等
<p>○ 刑事手続に關する調査</p> <p>刑事手続一般(少年事件を含む)に關して        上復讐等との異なる法的効果を与えるか        中、初念及及等本法と異任を法令で        しからざるに本法と同一の法令違反        の罪にかゝる手続に關して異なる法的効        果を生ずるか、<u>沖繩返還に伴う刑事</u>        法上の基本問題であり、特に外事事件に        關しては、<u>返還協定事項</u>と係りしと考へら        れるので、<u>沖繩返還</u>と係りし<u>事態</u>を早急に        は握する必要がある。</p>	<p>1 捜査主任及び捜査        手続に關する実情</p> <p>2 公判手続並に刑事裁        判の実情</p> <p>3 刑の執行等の検察        事務に關する実情</p> <p>4 初念及及の実態</p>	<p>法務省刑務局        検事 1人        事務官 1人        (補佐)</p> <p>(注)        農務省の村本部        局は刑事局と家        庭局(少年事件)で        刑事局刑事課        家庭局事務課に        の参加が相当と考        へらる。</p>
<p>○ 米國の裁判所係屬中の刑事事件の取扱に關する調査</p> <p>米國政府裁判所(上訴裁判所、刑事裁判        所)、軍法會議に係屬中の日本人関係の刑事        事件を若し係屬せしむるに取扱いが如何        なるか、<u>返還協定</u>と係りしと考へらる        るが、このことは先立ってその実情を早急に        把握し、その基本的態度を確立して其の        がある。以上、法律生並に協定に盛        せられたる事柄に關するものと考へらる。        斗は、同種事件の <del>確立</del> 裁判に關する        必要なる法的効果を以てする問題と        して、<u>解決</u>する必要がある。</p>	<p>商用法(關係要件刑        罰法規定及(同法手続法        規)及(被告事件の        態</p>	<p>23.</p>





(別紙3)

調 査 の 趣 旨	主な調査項目	調査要旨
<p>一 恩赦制度に因る調査</p> <p>非難に対する恩赦は、恩赦委員会が助言により、副官長が執行することとし、本に本付の制度と基本制との異なり、その実情が不明確には推されたい。上述に於ける恩赦の効力の問題は、復帰に際して対象者等と要すると思われ、早急に現地の実情を調査する必要がある。</p>	<p>1 恩赦由縁機関の権限と相互関係</p> <p>2 恩赦手続の運用</p> <p>3 赦免恩赦に類する制度</p> <p>4 入道按制限に因る制度及び前科特許消滅制度</p>	<p>非難者保護局 検査(恩赦関係) 身振部(補佐)</p>
<p>二 仮釈放制度に因る調査</p> <p>非難に本付の仮釈放及び仮釈放者は、対象者の保護観察の終了、仮出獄の取消等、更生保護委員会が審判し、同委員会が插成の本土を異なり、また、仮釈放者管理の実情が明らかでない。仮釈放の効力の問題の解明のため、まず、仮釈放制度自体が人権に影響を及ぼすか否か、その実情を調査する必要がある。</p>	<p>1 仮釈放の申請及び審理の事情</p> <p>2 決定の執行状況</p> <p>3 仮出獄取消等特殊手続の審理の実情</p> <p>4 不服申立制度の施設状況</p>	
<p>三 保護観察対象者の実情調査</p> <p>非難に本付の保護観察対象者に対する処遇の実情、特に保護観察対象者のうち、本土に本付の職中及び状況が明らかでないもの、非難復帰者の状況、国公対策の状況、これら実情を把握して必要がある。</p>	<p>1 保護観察に本付の処遇の実況</p> <p>2 保護観察中の者に対する保護手続の状況</p> <p>3 引致処置の手段と実況</p>	

(別紙4)

調 査 の 趣 旨	主な調査項目	調査員等
<p>一 民事裁判手続に関する調査</p> <p>連続における民事裁判手続については、非訟法と異なり、審判裁判所と審判の上訴制度と採用し、また、手続審判制度を設け、非訟法の特長がある。そこで琉球裁判所の裁判を主として民事の裁判所の裁判と同視し、現行係属している事件をどのように取り扱うべきか等裁判の効力問題について検討するもの、現地調査の必要である。(選置協定事項)</p>	<p>1 民事裁判手続に関する事項 2 裁判所その他の訴訟執行の効力及び処理に係属する事件の取扱い。(選置協定に盛り込まれるもの新設事項)</p>	<p>法務省民事局 本橋 肇 / 〇 (傍聴員)</p>
<p>二 民事関係基本法令に関する調査</p> <p>連続における民事に関する多数の基本法令のうちには、本土法と相違するものがある。そのうち、本土復帰に伴い、経過措置を必要とするものがある。この経過措置の多寡にわたる見込みがある。この上、記基本法令のうちには、細部において不明瞭なものがあり、解釈運用上の疑念を生ずるものがある。早急に対応する調査し、本土復帰に伴い経過措置等の準備を行う必要がある。(基本事項の選置協定対象と在り方。)</p>	<p>1 経過措置を要するもの 2 民事に関する基本法令の運用等の実情 3 経過措置等検討上の問題点に関する事項</p>	<p>(注) 最急案件 定加部民事局 同局判事(才一 部員、1名参加) 担当と在り。3.</p>





(別紙 夕)

調 査 の 趣 旨	主な調査項目	調査員等
<p>琉球政府法務局、法務支局、出入管理庁、検察庁等における 予算、決算状況調査</p>	<p>検察庁等 会計課 庶務課等(検印) 補給 5人</p>	
<p>法務省の所管科目に引継ぎされている琉球政府機関における予算申請の状況、 その資料が在り、特に琉球法務局からの 算と同様の協力を要請するに必要 体制が整ったか、また、同僚省庁との援助計 算の編成に当たって意見交換の機会が あるかと同様の事情がある。復讐と復讐 財政援助、及び一律化及び復讐の諸作業に おいて予算の関連するものは多少存在するに 否か、復讐準備と同様の状況にあるか 現地の予算決算等の事情を把握する 必要がある。</p>	<p>会計法規課 課長 5人 会計課 課長 1人 限りの課 長 1人</p>	

別  
隊  
2

